

松木晶裕局長	御起立願います。礼。御着席ください。
中川均部会長代理	<p>皆様、おはようございます。本日は御多忙のところ、また足元が悪い中、本部会に御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>本日、渡部部会長がインフルエンザのため欠席しておりますので、私が部会長代理をしておりますので、私の方が進行、取りまとめをさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それではただ今から、第 725 回農地部会を開会いたします。</p> <p>本日は、部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことを、御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、堀江地区の松下委員、東中島地区の山田委員のお二人をお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、議案第 1 号～第 9 号、9 件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。</p> <p>それではまず、議案第 1 号、「農地法第 4 条届出専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 29 年 2 月 27 日～3 月 24 日に専決処理した案件は 8 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 8 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 6 件、4,161 平米、商工業用地 2 件、1,536 平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
中川均部会長代理	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、第 1 号議案につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>中川均部会長代理</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第5条届出専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年2月27日～3月24日に専決処理した案件は15件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら15件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地12件、1万1,332平米、商工業用地2件、446平米、公的用地1件、655平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>中川均部会長代理</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
<p>中川均部会長代理</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は農地法第3条許可により、平成28年4月11日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、別件3条にて贈与するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>3番、本件は農地法第3条許可により、平成24年11月9日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、別件5条許可にて転用するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
中川均部会長代理	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
中川均部会長代理	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>では、お手元に審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんください。</p> <p>1番、譲受人は新規農業者でございます。この度、本申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p>

2番、譲受人は農地約50アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近い本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。

3番、譲受人は農地約94アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近い本申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、譲受人は新規農業者でございます。この度、父親より本申請地の贈与を受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

5番、譲受人は新規農業者でございます。この度、妻の父親より本申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6番、譲受人は農地約158アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は農地約53アールを耕作する農業者でございます。この度、父親より本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。

8番、譲受人は農地約242アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番・10番は、譲受人が同一のため、あわせて御説明いたします。

譲受人は農地約28アールを耕作する兼業農家でございます。この度、定年退職となり、本格的に農業へ取り組むため、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

11番、譲受人は農地約155アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

中川均部会長代理

はい、ありがとうございました。

<p>南 耕 一 委 員</p>	<p>ただ今、議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。1番であります、所在地が浮穴地区でありますので、南委員からお願いいたします。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は松山市安城寺町に居住しており、この度、浮穴地区にて農地を借り受け、新規農業を始めたいと申請に及んだものです。以前より知人の農作業を手伝っており、農作業歴は13年と経験豊富であり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>中川均部会長代理</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、住所地が久枝地区であります、地元委員が本日は欠席でございますので、私の方から依頼を受けて説明をさせていただきます。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は松山市安城寺町に居住しておりますが、今般、浮穴地区の農地を無償で借り受け、新規に農業を始めようと、本申請に及んだものであります。</p> <p>住所地審査においても、営農体制を確認いたしましたところ、譲渡人の指導を受けながら農業に精進するとの申出があり、耕作意欲も十分に感じられましたので、住所地の農業委員としては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、4番は久谷地区でありますので、池田委員から説明をお願いいたします。</p>
<p>池田友邦委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、伊予市に居住しており、この度、久谷地区にて父親より農地を譲り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>地元において、農業に対する営農体制・労働力等を確認いたしましたところ、JA新規就農研修センターでの研修期間を修了され、耕作意欲</p>

	<p>も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>中川均部会長代理</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして5番ですが、興居島地区でございますので、小池委員から説明をお願いいたします。</p>
<p>小池真悟委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は松山市門田町に居住しておりますが、今般、新規に農業を始めようと、本申請に及んだものであります。</p> <p>地区審査において営農体制を確認いたしましたところ、農作業手伝いの経験が20年ほどあるとの申出があり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>中川均部会長代理</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、9番・10番と併用案件になっており、地元は正岡地区であります。村上委員が欠席のため、正岡・難波・北条地区の川端委員から説明をお願いいたします。</p>
<p>川端利典委員</p>	<p>先ほど事務局から説明がございましたように、申請人は、約29アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、農地を贈与により取得し、経営の規模を拡大するとして、申請されました。農業経験も十分あり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>中川均部会長代理</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第4号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>中川均部会長代理</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、市内中西内に居住しておりますが、近隣住民から、駐車場を設置してほしいとの要望が多いことから、この度、本申請地へ、12台分の貸露天駐車場、並びに、一部居宅への進入路を設置したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、上下水道が埋設された4メートル以上の道路の沿道で、おおむね500メートル以内に二つの教育施設があることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、市内中西内に居住しておりますが、平成18年頃より、本申請地を農地法の許可を得ず、近隣住民のゴミステーションとして利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>3番・4番・5番は、申請人が、自己の所有する農用地区域内農地、並びに甲種農地に、太陽光発電施設を設置したいとする申請で、優良農地における農地転用の不許可の例外に該当しないことから、許可できないものと判断される案件ではありますが、地区審査では結論が出ず、本部会での審議予定としていたところ、最終的に、本日付で取下願が提出されたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>中川均部会長代理</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第5号につきまして、事務局から説明がありました。本</p>

件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中川均部会長代理

はい、ありがとうございます。

それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。

続きまして、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤久壽基次長

それでは、御説明いたします。

1番、本件受人は、現在、中国上海市に単身赴任し、月に一、二度帰国しておりますが、今般、本申請地を妻の祖父より借り受け、生活の本拠となる分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、自動車専用道路出入口からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。

2番、本件受人は、廃棄物の収集・運搬・処理を主な業務とする法人でございますが、事業量の増加に伴い現駐車場が手狭なことから、隣接する本申請地を取得し、運搬車両・従業員車両等の露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

3番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございますが、この度、事業の拡大を図るため、本申請地を賃借し、新たに、太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。



4番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は、聖カタリナ学園を運営する学校法人でございますが、平成28年度より、男女共学化を実施し、野球部が創部されたことから、北条に保有している附属研修施設の運動場に隣接する本申請地を取得し、野球部のグラウンドを整備したいとしており、都市計画法の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は、例外許可事由の既存施設の拡張に該当するため、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

以上でございます。

中川均部会長代理

はい、ありがとうございました。

ただ今、議案第6号につきまして、事務局から説明がありました。

次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。2番は久谷地区でございますので、池田委員からお願いいたします。

池田友邦委員

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、産業廃棄物処理業を営む法人であります。

事業好調に伴い車両及び運航機会が増加し、業務に支障を来していることから、今般、露天駐車場を確保したく、本申請に及んだものであります。

隣接農地への被害防除や車両運行上の安全管理もきちんとされることですので、地元としては了承したわけでございますが、本部会での御審議をよろしく申し上げます。

中川均部会長代理	<p>はい、ありがとうございました、次に、5番は河野地区でありますので、私が説明をいたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、幼稚園・高校・短期大学・大学を運営する学校法人でございます。市内藤原町にある高校が、平成28年度から男女共学となりました。男子運動部は、河野地区にある研修施設の運動場を利用していますが、手狭であることから、今般、隣接する申請地を運動場として拡張したいと本申請に及んだものであります。</p> <p>隣接農地への被害防除や安全管理もきちんとされるとのことですので、地元としては了承したわけでございますが、本部会での御審議をよろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
中川均部会長代理	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、5番につきましては、農業会議の意見を聴いた後、そのほかは直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第7号、「平成29年度第1号農用地利用集積計画」について、議題といたします。非常に多数の案件でございますので、簡潔に説明をお願いいたします。</p>
上岡修主任	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本日の案件80件のうち、賃借権の設定は45件、使用貸借権の設定は33件、所有権の移転は2件で、設定総面積は、15万7,942.85平米です。その内訳は、新規が30筆、更新が155筆、再設定が2筆、売買が2筆となっています。</p> <p>今回、案件が大変多くなっていますが、松山市が策定しようとする計画の内容について個別の意見を求められておりますので、御了承をお願い</p>

いたします。

また、案件中、譲受人が同一でページをまたぐ場合は、一括して説明させていただきます。速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

番号1と4の譲受人は、約78アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号2の譲受人は、約67アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号3の譲受人は、約34アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号5の譲受人は、約147アールを耕作する農業者で、新たに使用賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号6と、番号8及び番号9の譲受人は、約197アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号7の譲受人は、約571アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号10～番号12、及び、17ページ、番号22の譲受人は、約254アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに、また継続して、賃借権または使用賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号13の譲受人は、約219アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号14の譲受人は、約143アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号15の譲受人は、約157アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号16の譲受人は、約89アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号17の譲受人は、約112アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号18の譲受人は、約885アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号19～番号21の譲受人は、約156アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

18ページ、番号23～番号25の譲受人は、約91アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしていま

す。

番号 26 の譲受人は、約 262 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 27 の譲受人は、約 397 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して期間使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 28、及び、22 ページ、番号 40 の譲受人は、約 476 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権及び使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 29 の譲受人は、約 87 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 30 の譲受人は、約 281 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う賃借権の再設定により、経営規模を拡大するとしています。

番号 31 及び番号 32 の譲受人は、約 273 アールを耕作する農業者で、新たに使用賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 33 及び番号 35 の譲受人は、約 248 アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 34 の譲受人は、約 120 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う賃借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。

番号 36 の譲受人は、約 99 アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 37～番号 39 の譲受人は、約 102 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 41、及び、24 ページ、番号 46 の譲受人は、約 112 アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 42～番号 44 の譲受人は、約 169 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 45 の譲受人は、約 64 アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 47 の譲受人は、約 132 アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 48 の譲受人は、約 91 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 49～番号 57 の譲受人は、約 520 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して、また新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 58 の譲受人は、約 105 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 59 の譲受人は、約 418 アールを耕作する農業者で、継続して、また新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 60 の譲受人は、約 50 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用賃借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。

番号 61 の譲受人は、約 57 アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 62～番号 66 の譲受人は、約 243 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 67 及び番号 68 の譲受人は、約 193 アールを耕作する農業協同組合で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 69 の譲受人は、約 220 アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 70 の譲受人は、約 94 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 71 の譲受人は、約 113 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 72 の譲受人は、約 65 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 73 の譲受人は、約 134 アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 74 の譲受人は、約 199 アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 75 の譲受人は、約 406 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 76 の譲受人は、約 63 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 77 の譲受人は、約 74 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 78 の譲受人は、約 179 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用賃借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。

番号 79 の譲受人は、約 701 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、経営規模を拡大するとしています。

番号 80 の譲受人は、212 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買

	<p>で取得することにより、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 29 年 4 月 17 日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。</p> <p>以上でございます。</p>
中川均部会長代理	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 7 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
中川均部会長代理	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 8 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 29 年 2 月 27 日～3 月 24 日に専決処理した案件は 17 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 17 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
中川均部会長代理	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 8 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>中川均部会長代理</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第9号、「松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について」、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出人より農用地区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>1番、本件申出人は、現在、両親と同居し、農地約27アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が、土砂災害警戒区域に近接し、また、地震の地盤沈下等により、生活に不安を抱えていることから、今般、本申請地を父親より借り受け、新たに農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>なお、現居宅は、今後、農業用倉庫・農作業場として利用するとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、市役所北条支所立岩出張所からおおむね500メートル以内にあることから、農用地区域から除外された場合は、第2種農地になると判断されます。</p> <p>以上、本件について農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>中川均部会長代理</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

中川均部会長代理	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案、9件の議案審議は全て終了いたしました。</p> <p>ここで、委員から何か御意見等ございませんか。</p>
白石研策委員	<p>今日は村上委員が欠席やけど、4月3日に情報技術のICTの農業振興地域のことが日本農業新聞に出とったでしょ。部会長代理知っとりますか。</p>
中川均部会長代理	<p>4月3日でしょ。見ました。</p>
白石研策委員	<p>そうそう。あれをちらっと言っといたら。村上委員がそれと勘違いしたんじゃないかと思ってね。</p>
中川均部会長代理	<p>簡単にですね、事務局の方から日本農業新聞のことを説明していただけますか。</p>
松木晶裕局長	<p>はい。それでは私の方から説明させていただきます。</p> <p>こちらはですね、4月3日付の日本農業新聞の方に出ておりました記事なんですけれども、見出しは「優良農地が転用可能に」ということで、経済産業省が新法提出かということの記事でございます。</p> <p>これはですね、政府が優良農地として市町村による優良農地、第1種農地の転用を認める方針ということなんですけれども、これまで農地保全の観点から転用は原則不許可としてきたんですけれども、経済産業省が国会に提出した新法に、これを可能にする規定を盛り込んだというものでございます。</p> <p>なお、行政が土地利用を監視する仕組みを整えて、無秩序な転用を防ぐ考えですが、優良農地の減少を招く懸念があるとして、野党は強く反発しているというようなことも書かれております。</p> <p>以上でございます。</p>



中川均部会長代理	<p>以上のような記事がですね、4月3日の日本農業新聞に載っております。言わんとするところは、優良農地についても規制緩和をしていこうという動きがあるということでございます。</p> <p>なお、法案がきちんと提出された時にはですね、皆さんにもまた御報告をしていきたいということで処理をしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。</p>
白石研策委員	<p>まあええわい。</p>
中川均部会長代理	<p>ほかにございませんか。</p> <p>なければ、事務局から連絡事項をお願いいたします。</p>
上岡修主任	<p>事務局から御提案がございます。</p> <p>お配りしている1枚ものの資料の中に、部会検討用資料として「農用地利用集積計画と農用地利用配分計画（案）を同一の部会で取り扱うことについて」というものがございます。四角の図形と矢印が入っている資料でございます。この資料について御説明をさせていただきます。</p> <p>まず、従来の取り扱いの例として、4月部会で農用地利用集積計画を審議していただき、農地の所有者が農地中間管理機構、愛媛県の場合はえひめ農林漁業振興機構への貸付けを承認したケースをお示ししています。このケースでは、さらに翌月5月の農地部会で農用地利用配分計画というものを審議していただき、それが承認されると農地中間管理機構から農業の担い手への貸付けを行うことができるという運びになっておりました。</p> <p>すなわち、4月・5月と二度の部会を経る必要があり、農地の所有者から担い手へ貸付けが行われる前に二カ月を要していたということになります。</p> <p>そこで、今後の取り扱いの案をお示しさせていただきます。例として先ほどと同様、4月部会で農用地利用集積計画を扱った場合を挙げているんですけども、4月部会で農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画案を審議していただいた場合、これがどういうことかと申しますと、農用地利用集積計画、地主から中間管理機構への貸付けと、農用地利用配分計画、農地中間管理機構から農業の担い手への貸付け、この二</p>

	<p>つを併用案件のごとく扱っているということでございます。このことにより、農地の所有者から農業の担い手へ1カ月で貸付けを行うことができるということを図に表しております。</p> <p>取り扱いを変更していただくことによる効果といたしまして、農業の担い手の円滑な農業経営に寄与するということを考えております。農業の担い手の経営拡大、これを後押しするためにも部会での取り扱いを本資料のとおり変更してよろしいか、御検討をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
中川均部会長代理	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今の事務局の提案は、お手元にお配りした資料のとおり、担い手への権利発生を早くしたいという提案でございます。そのように計らっていただいて構いませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
中川均部会長代理	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局、ほかにございませんか。</p>
上岡修主任	<p>はい、失礼いたします。事務局から連絡事項がございます。</p> <p>第158回農業委員会総会を、来たる5月24日水曜日に予定しております。詳細につきましては、後日、御案内をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>また、皆様のお手元にお配りしております資料の中に、平成29年度の事務局の地区担当表及び座席表がございますので、御参考にしてください。</p> <p>以上でございます。</p>
松木晶裕局長	<p>続きまして、次回の農地部会でございますが、5月10日水曜日を予定しております。よろしくをお願いいたします。</p>

中川均部会長代理

それでは以上で、第 725 回農地部会を閉会いたします。

松木晶裕局長

御起立願います。礼。

午前 11 時 30 分閉会

